

安城市建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年7月1日

安城市長 三星元人

安城市規則第83号

安城市建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則の一部
を改正する規則

安城市建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則（平成14年安城市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「次に掲げる図書」を「方位、道路及び目標となる地物を明示した付近の見取図」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「前項各号に掲げる図書」を「前項の見取図」に改める。

第4条中「別記様式のとおりとする」を「環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和3年環境省令第2号）別記様式による」に改める。

別記様式を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。